



平成 30 年 7 月 31 日

各 位

東京都港区西新橋一丁目 6 番 21 号  
インヴァスト証券株式会社  
代表取締役社長 川路 猛  
( JASDAQ コード : 8709 )  
問合せ先 : 執行役員 CFO 二重作 将人  
( TEL 03-3595-4133 )

## 株式の取得（子会社化）に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 7 月 31 日開催の取締役会において、以下のとおり、光陽ファイナンス株式会社の株式を取得し、子会社化することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 株式の取得の理由

当社は、2025 年までに「全世界で 1,000 万人の利用者を持つ金融ソリューションを創る」というビジョンを掲げ、自動売買分野での強みを磨きつつ、その時々で旬な投資対象を選んでいただけるよう、為替、株価指数、債券、コモディティとアセットクラスを拡充してまいりました。

その一方で、デリバティブ取引という特性上、収益が市況の影響を大きく受ける傾向にあり、持続的な成長のためには、FX や CFD のトレーディング損益とは異なるストック型の収益基盤、より幅広いお客様にご利用いただける商品・サービスが必要であると認識しております。

光陽ファイナンス株式会社は、不動産事業者向けプロジェクト・ファイナンス（不動産事業者が土地・建物を購入する際の、仕入資金の融資を行う）を中心に不動産担保ローン分野で長年の実績を有しております。

当社は、同社の株式を取得することにより、既存の主力事業とは全く異なる収益機会を獲得することが可能となります。加えて、空き家や空き店舗、古民家等、現状のままでは利活用が進まない小規模な不動産の利用促進を念頭に置いた不動産特定共同事業法の改正により、一定の要件を満たす不動産事業者等が投資家から資金を集めることが可能となる等、同社の事業内容は、ミドルリスク・ミドルリターンの投資商品として展開することが可能と考えております。

当社は、同社の営業力および高い専門性を有した人材、豊富な業務ノウハウを活用し、当社のオンラインサービスと結びつけることで、当社のビジョン達成に寄与する新規事業の創出を目指してまいります。

## 2. 異動する子会社の概要

(1) 名 称	光陽ファイナンス株式会社			
(2) 所 在 地	東京都中央区東日本橋一丁目5番6号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 水戸部 茂			
(4) 事 業 内 容	貸金業等			
(5) 資 本 金	9,000 万円			
(6) 設 立 年 月 日	平成 19 年 10 月 25 日			
(7) 大株主及び持株比率	光陽ホールディングス株式会社 100%			
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。		
	人 的 関 係	当社の役員1名が当該会社の役員を兼任しております。		
	取 引 関 係	該当事項はありません。		
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
	純 資 産	120 百万円	110 百万円	107 百万円
	総 資 産	899 百万円	1,150 百万円	739 百万円
	1 株 当 たり 純 資 産	67,154.92 円	61,645.22 円	59,712.04 円
	営 業 収 益	185 百万円	91 百万円	96 百万円
	営 業 利 益	42 百万円	5 百万円	18 百万円
	経 常 利 益	51 百万円	8 百万円	19 百万円
	当 期 純 利 益	27 百万円	3 百万円	10 百万円
	1 株 当 たり 当 期 純 利 益	15,215.66 円	2,140.41 円	5,716.81 円
	1 株 当 たり 配 当 金	7,650 円	7,650 円	2,330 円

## 3. 株式取得の相手先の概要

(1) 名 称	光陽ホールディングス株式会社		
(2) 所 在 地	東京都中央区東日本橋一丁目5番6号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役会長 川路 耕一、代表取締役社長 村上 久広		
(4) 事 業 内 容	持株会社として各事業会社の経営管理		
(5) 資 本 金	38 億円		
(6) 設 立 年 月 日	平成 13 年 2 月 9 日		
(7) 純 資 産	14,445 百万円		
(8) 総 資 産	18,139 百万円		
(9) 大株主及び持株比率	川路 耕一 81.6%、KKエステート 10.0%、KYエンタープライズ 2.9%、川路 猛 0.1%他		
(10) 上 場 会 社 と 当 該 会 社 の 関 係	資 本 関 係	当該会社の100%子会社である光陽株式会社が当社株式を443,800株(持株比率7.5%)保有しております。	
	人 的 関 係	当社の役員2名が当該会社の役員を兼任しております。	

	取引関係	当社は当該会社に対し、雑誌購読料等を支払っておりますが、取引金額は僅少であります。
	関連当事者への該当状況	当社の支配株主等であり、関連当事者に該当いたしません。

#### 4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	光陽ファイナンス株式会社 0株（議決権の数：0個）（議決権所有割合：0%）
(2) 取得株式数	光陽ファイナンス株式会社の普通株式 1,800株（議決権の数：1,800個）
(3) 取得価額	光陽ファイナンス株式会社の普通株式 100百万円 アドバイザー費用等（概算額） 2百万円 合計（概算額） 102百万円
(4) 異動後の所有株式数	光陽ファイナンス株式会社 1,800株（議決権の数：1,800個）（議決権所有割合：100%）

#### 5. 日程

(1) 取締役会決議日	平成30年7月31日
(2) 契約締結日	平成30年7月31日
(3) 株式譲渡実行日	平成30年7月31日（予定）

#### 6. 今後の見通し

本件株式取得により、光陽ファイナンス株式会社は当社の連結子会社となります。今後の業績への影響は軽微であります。影響が認められた場合には、速やかにお知らせいたします。

#### 7. 支配株主との取引等に関する事項

##### (1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

本取引は、当社の支配株主である川路耕一及びその近親者が、株式取得の相手先である光陽ホールディングス株式会社の議決権の94.9%（間接保有を含む）を保有しており、支配株主との取引等に該当いたします。当社が平成30年6月29日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下の通りです。

「当社取締役（非常勤）川路耕一は、当社の議決権の過半数を所有するため、当社の支配株主であります。支配株主との重要な取引につきましては、一般の取引と同様の適切な条件とすることを基本とし、取締役会において取引内容および取引の妥当性について審議の上、決定いたします。」と定めており、本取引はこの指針に適合しております。

(2) 公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本取引額の算定は、公正性・妥当性を担保し、利益相反を回避するため、独立の第三者算定機関である株式会社エスネットワークスに株式価値算定を依頼しており、これを勘案し、修正簿価純資産を基準として取引金額を決定しております。

当社取締役 川路猛、川路耕一は、光陽ホールディングス株式会社の取締役を兼務しており、利益相反を回避する観点から、本取引に係る当社取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

当該取締役会には、川路猛及び川路耕一を除く取締役（監査等委員である取締役を含む）の全員が出席し、本算定機関からの算定結果を踏まえ、本取引に関する諸条件について慎重に検討いたしました。

その結果、本取引は当社グループの企業価値の向上に寄与するものであり、また、本取引の諸条件は妥当であると判断し、本取引を決議に参加した取締役の全会一致で承認いたしました。

当該取締役会には、当社の独立役員である社外取締役 淡輪敬三、安藤まことも出席し、本取引の意思決定が適正に行われていることを確認しております。

以上より、当社の取締役会は、本取引に係る諸条件の公平性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を十分に講じているものと判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、平成 30 年 7 月 27 日付で、支配株主である川路耕一との間に利害関係を有していない弁護士法人ネクスパート法律事務所より、以下の①から③に述べる内容を総合的に勘案し、本取引は当社の少数株主にとって不利益ではない旨の意見を得ております。

①本件買収がインヴァスト証券株式会社の企業価値の向上に資すると認められ、その目的が合理的であるか

イ 買収対象会社は、平成 19 年 10 月 25 日、光陽ホールディングス株式会社の完全子会社として設立された株式会社である。同社の業務は、不動産業者向けの開発事業資金融資を中心としたファイナンスサービス事業であり、貸金業の登録を受けている。また、今後、宅地建物取引業者としての登録も可能である。

ロ インヴァスト証券株式会社は、オンライン業務に特化し、特に F X 取引を強みとしている。同社は、今後、同社の強みであるオンラインを切り口としつつも、F X 以外にも多角化したビジネス展開を行うことで独自性を出し、新たな事業を創出したいと考えている。具体的には、従前いわゆるフロー収益に依拠してきた収益構造に対し、ストック収益を織り込むこと、顧客である個人投資家に対して不動産やファイナンスに関わる新たな選択肢を示すことで、個人投資家 1000 万人との関わりを持つことなどを検討している。

ハ インヴァスト証券株式会社としては、本件買収により、買収対象会社がこれまでに蓄積してきたファイナンスサービス事業のノウハウを活用し、これをオンラインと結びつけるこ

とで、新たな企業グループとして、これまでにない有機的な事業展開を模索することが可能となる。また、買収対象会社としても、上場会社であるインヴァスト証券株式会社の後盾により経営資源が流入することで、飛躍的に事業を促進することが期待され、延いてはそれがインヴァスト証券株式会社の企業価値を向上させることに資するものとなりえる。

②本件買収について手続的な公正性が確保されているか

川路耕一氏は、インヴァスト証券株式会社の少数株主との利益が相反するおそれを可能な限り回避する観点から、本件買収に係る譲渡価格決定の交渉の過程に関与していない。

また、同氏が、インヴァスト証券株式会社の取締役に対して、その意思決定を揺るがす不当な圧力を加えたなどの事情は認められず、本件買収について手続的な公正性は確保されているものと認められる。

③本件買収の対価は不相当に高額でないか

買収対象会社の企業価値の算定において、川路耕一氏とは利害関係のない第三者である株式会社エスネットワークスより、財務デューディリジェンスを施した上で、株式価値算定書（Valuation Report）を得ている。同社は、株式価値算定の方法について、買収対象会社は非上場会社であり参考となる市場価値が形成されないことからマーケット・アプローチを採用しないこととしている。

また、買収対象会社の5期間の将来PLを参照すると、買収対象会社の株式価値は0に近くなり、明らかに不相当であること、対して国税庁の財産評価基本通達においては買収対象会社に対して純資産方式による株式価値算定が認められていることから、インカム・アプローチを採用せず、コスト・アプローチに一本化することが相当であるとしている。

当職らとしても、これらの判断は合理的であり、純資産方式による株式価値算定によれば、簿外負債等がない限り、インヴァスト証券株式会社の少数株主に不利益を及ぼすような恣意的な算定にはならないものと判断する。また、当職らは、法務監査により、買収対象会社の簿外負債を考慮する必要がないことを確認済みである。

そして、株式会社エスネットワークスが修正簿価純資産により算出した買収対象会社の株式価値は、1億0170万2000円である。

したがって、インヴァスト証券株式会社が、光陽ホールディングス株式会社から、買収対象会社の全ての株式を譲渡対価1億円で譲り受けることは、不相当に高額なものではなく、むしろ正当な評価額よりも安価であり、インヴァスト証券株式会社の少数株主に不利益を与えるものではない。

以上